様式第45号（第12条関係）
安曇野市告示第463号

公示送達書

下記の者は、書類の送達ができないので地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示します。

なお、送達すべき書類は、保健医療部国保年金課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付します。

また、同法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和８年10月20日

安曇野市長　中山　栄樹

記

１　送達を受けるべき者の氏名（名称）及び住所（所在地）

別紙のとおり

２　送達すべき書類

別紙のとおり

公 示 送 達 対 象 者 一 覧

番号	氏　名　(法人名)	住　　所	送達する書類			
			種別	年度	税目	期別
1	河内　和紀		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
2	望月　よし江		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
3	中村　亜由巳		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
4	和田　優斗		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
5	TANVEER　HAMZA		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
6	三沢　敏夫		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
7	畑中　義勝		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
8	荒川　肇		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
9	宮澤　建成		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
10	OOTA　KHAOSA ART		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期
11	高野　美博		督促状	令和８年度	国民健康保険税	第５期